

有価金属含有物売払い契約に係る仕様書

長野県諏訪湖流域下水道事務所

この仕様書は、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場における有価金属等含有物の売却についての必要な事項を明らかにするものです。

1 売払い物件の数量、荷姿等

売払う有価金属等含有物の予定数量並びに荷姿等は下記のとおりです。

物件	数量 (t)	荷姿	放射性物質状況(セシウム 134、137 合計)		備考	
			最大	最小		
溶融飛灰	約 4.6	200L ドラム缶	152 缶	58 Bq/kg	32 Bq/kg	
煙道スラグ	約 0.5		9 缶	120 Bq/kg	52 Bq/kg	

2 売払い物件の重金属類含有量

売払う有価金属等含有物に含まれる重金属類の概要は別紙のとおりです。
成分分析結果は、含有を保証するものではありません。

3 入札参加希望者による成分の事前確認

次により、入札前に売払い物件の試料採取を希望者に許可します。この試料をもって、有価金属等の含有量を自己負担で分析することができます。なお、それらの試料はヒ素等の有害金属や放射性物質を含有するので、分析及び分析前後の取扱いには十分注意してください。また、空間放射線量の測定も保管場所で行うことができますので、測定機器等については別途ご相談ください。

(1) 試料採取日

令和2年12月11日から令和3年1月18日までの土曜日、日曜日、12月29日から1月3日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までの間に成分分析のための試料採取を行うことができます。

(2) 試料採取の申込方法

試料採取を希望する者は、採取を希望する日の前日の午後3時（土曜日、日曜日、祝祭日を含まない）までに様式1の「試料採取申込書」を諏訪湖流域下水道事務所まで提出してください（ファックス、メール可）。

諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1（郵便番号 392-0016）

長野県諏訪湖流域下水道事務所

電話 0266 (58) 2955 (直通) FAX 0266 (58) 2958

E-mail suwakoryuiki@pref.nagano.lg.jp

(3) 試料採取量

1者につき、試料1種あたり200g（溶融飛灰2リットル程度まで）の試料採取を許可します。

(4) 試料採取に係る提出物及び持参品

ア 事業所の所在地及び代表者氏名（要代表者印）、試料採取を行う者の氏名（要本人印）及び住所並びに運搬方法及び最終処分方法を記載した書類（様式自由）。ただし、運搬方法、最終処分方法が不適切な場合はお渡しできません。

イ 本人確認できる身分証明書

- ウ 試料採取容器
- (5) 試料採取場所
諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
- (6) 売払い物件の保管状況
試料採取の際に確認してください。

4 入札参加の申込

- (1) 入札参加者は、次の書類を入札公告 4(4)の申込期限までに長野県諏訪湖流域下水道事務所管理課あて提出し、内容の確認を受けてください。
 - ア 一般競争入札申込書（入札説明書別紙 1）
 - イ 県の入札参加資格確認通知書の写し
 - ウ 金の精錬又は製錬のための設備を有していることを示す業務概要書等及び過去 5 年間ににおける契約書の写し
 - エ 代理人が入札を行う場合は、委任状（入札説明書別紙 2）
 - オ 印鑑証明書（直近 3 ヶ月以内に発行のもの。）
 - カ 下記事項を記載した有価金属等含有物の運搬から再生利用までの計画書
 - (7) 運搬方法（特別管理産業廃棄物の収集運搬基準に準じた飛散防止、健康被害防止等の措置を記載し、特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合はその予定業者名を記載のこと。）
 - (イ) 運搬先
 - (ウ) 運搬先における再生利用方法
 - (エ) 運搬先における再生利用実績
- (2) 郵送による提出の場合は、書留、簡易書留又は配達記録郵便とし、申込期限までに到達したものを有効とします。
- (3) 入札公告の 2 の資格の有無について、長野県諏訪湖流域下水道事務所長は 4(1) の申込書及び添付書類により内容を確認し、令和 3 年 1 月 22 日(金)までに申込者へ書面により結果を通知します。

5 売払い物件の引渡し、運搬及び計量方法

- (1) 売払い物件の引渡し日時は、落札者と協議のうえ決定します。
- (2) 売払い物件引渡し場所から再生場所までの運搬及び保管にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 5 第 1 項第 1 号の規定に準じ、飛散及び健康被害の防止の措置を講じて下さい。
- (3) 売払い物件を保管している容器（ドラム缶）は運搬にそのまま利用して構いません。
容器（ドラム缶）の返却又は代替品納入は不要です。
- (4) 売払い物件の重量の計量は、計量法（昭和 26 年法律第 207 号）第 19 条の規定による定期検査において、同条第 23 条の規定に従い検査され、合格と認められた質量計により落札者が行って下さい。なお、引渡し場所には計量法適合の質量計はありません。
- (5) 落札者は、売払い物件の引渡しを受け、計量が終了した都度、様式 2 の「引受完了報告書」を長野県諏訪湖流域下水道事務所長あて提出してください（郵送可）。なお、最終の「引受完了報告書」の提出期限は令和 3 年 3 月 17 日（必着）とします。

6 契約代金の支払い

長野県諏訪湖流域下水道事務所長は、落札者からの引受完了報告書（様式 2）の提出を受け、売払い物件の引渡し全てが完了したことを確認した後、契約者あてに納入通知書を発行しますので、契約者は納入通知書の発行から 30 日以内に契約代金を納入してください。

7 その他

再生場所における廃棄物や排水・排ガス等の処理状況について、県が調査を行う場合があります。